

令和7年8月12日

## わい！わい！ポイント制度における 信用事業ポイント付与基準（やすらぎ会員）の一部変更について

令和7年3月より、信用事業ポイント付与基準の項目である「やすらぎ会員」の会員条件に一部変更がありました。変更に伴う信用事業ポイント付与について下記の通りお知らせします。

今後ともJAひまわりわい！わい！ポイント制度のご利用をよろしくお願い致します。

### 記

#### 1 変更内容

当組合葬祭事業の「やすらぎ会員」の加入にあたっては、令和7年3月1日より定期積金「やすらぎ」（以下、定期積金）の利用が条件ではなくなりました。これにより、定期積金の満期を迎えられた後も「やすらぎ会員」資格をご継続いただけます。

#### 2 信用事業ポイント付与（加算基準）

わい！わい！ポイント制度における令和7年度信用事業ポイント付与の加算基準である「やすらぎ会員」資格については、定期積金のご利用がなくても加算対象といたします。

#### 3 基準変更に伴うポイント付与

令和7年6月分までの信用事業ポイント付与基準におきましては、「やすらぎ会員」を定期積金のご契約者を対象としておりました。今般、付与基準の変更をさかのぼって反映し、定期積金を契約していないやすらぎ会員様におかれましては、令和7年7月15日に差額分を後方付与させていただきました。

令和7年7月分より、全てのやすらぎ会員様を対象とした信用事業ポイント付与に変更させていただいております。

やすらぎ会員様におかれましては、ご理解の程よろしくお願い致します。

以 上